

# 投資信託説明書（交付目論見書）

2017年4月18日

## One ETF 国内金先物

追加型投信／国内／その他資産（商品先物）／ETF／インデックス型

商品分類				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型	国内	その他資産（商品先物）	ETF	インデックス型

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
その他資産（商品先物）	年1回	日本	その他（TOCOM金先物）

◆商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「One ETF 国内金先物」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2017年4月17日に関東財務局長に提出しており、2017年4月18日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします（交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。）。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
- 当ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認します。当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

### 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

#### アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第324号
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円（2017年1月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	13兆8,010億円（2017年1月末現在）

### 受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行う者】

#### みずほ信託銀行株式会社

### ファンドに関する照会先

#### アセットマネジメントOne株式会社

- コールセンター 0120-104-694  
[受付時間：営業日の午前9時～午後5時]
- ホームページアドレス  
<http://www.am-one.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# 1 ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

対象指標である商品先物取引価格（清算値）の値動きに連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指します。

## ファンドの特色

### ◆ 投資対象

原則として、わが国の短期公社債等を主要投資対象とし、対象指標\*に関連する商品投資等取引に係る権利（以下「商品先物等」といいます。）を主要取引対象とします。

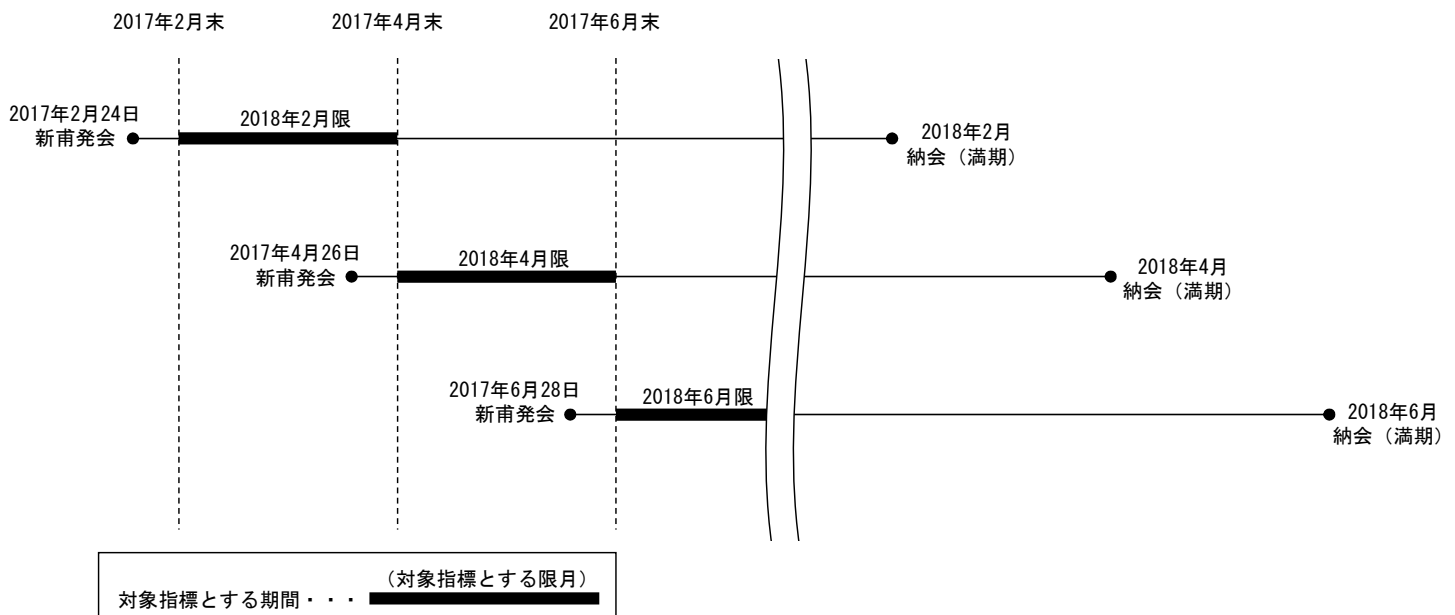
※ 対象指標は、株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」といいます。）の商品市場における金現物先物取引（金（標準取引））（以下「TOCOM金先物」といいます。）の期先限月の清算値（帳入値段）（終値）です。ただし、対象指標とする限月の切替えは、新甫発会日の翌月の最初の営業日とします。

### TOCOM金先物とは

株式会社東京商品取引所（Tokyo Commodity Exchange, Inc.）は、貴金属や石油などの市場を運営する商品先物取引所です。

TOCOM金先物取引は、毎偶数月末日（12月は28日。休業日または大納会に当たるときは順次繰り上げ）を受渡日とする6限月制（12ヵ月以内の各偶数限月）で取引が行われます。期先限月とは、受渡日が最も先である限月をいいます。各限月は、受渡日から起算して4営業日前に当たる日まで取引が行われ、その翌営業日が新しい限月（新甫）の発会日となります。

### 【各限月のスケジュールと対象指標の切替えのイメージ】



## ◆ 投資態度

- ① 主として、わが国の短期国債等に投資を行うとともに、対象指標に関連する商品先物等の取引を通じ、信託財産の一口当たり純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させる投資成果を目指します。
- ② 追加設定時には、設定後の信託財産が上記①に沿うよう、信託財産を組成します。
- ③ 次の場合等には、上記①に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うことがあります。なお、これにより、信託財産における商品先物等の買い建玉の時価総額の合計金額が純資産総額を超えることとなる運用の指図を行う場合があります。
  - a. 対象指標の定義が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
  - b. 信託財産に属する有価証券の償還等に伴う、銘柄入替えを行う場合
  - c. その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合

当ファンドは、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

- ◆ 受益権が東京証券取引所に上場されています。  
売買単位：10口以上10口単位  
手数料：お申込みの取扱会社が独自に定める金額  
※ 取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。
- ◆ 追加設定は一定口数以上\*のお申込みでないと行うことはできません。  
対象指標に連動する投資成果を目的とする運用の支障とならないようにするために、追加設定を一定以上の金額による場合に限定するものです。
- ◆ 一定口数以上\*の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。  
基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。  
※ 一定口数以上となる単位については、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。
- ◆ 収益分配金の支払いは、名義登録によって投資者（受益者）を確定する方法で行われます。

## ■ 主な投資制限

株 式	株式への投資は行いません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資は行いません。
商 品 投 資 取 引	商品投資取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
商 品 現 物	商品現物への投資（商品先物等取引の現物受渡し決済に伴う保有を含みます。）は行いません。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## ■ 分配方針

毎決算時（毎年1月17日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、その一部または全部を次期以降の分配にあてる場合があります。  
なお、売買益が生じても、分配は行いません。また、分配金額はゼロとなる場合があります。
2. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

法令および商品市場による取引規制、市況動向やファンドの資金事情等によっては、  
前述のような運用ができない場合があります。

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資するとともに、商品先物等（当ファンドにおいては金先物が該当します。以下同じ。）の取引を主要取引対象としますので、組み入れた公社債や商品先物等の価格変動ならびに商品先物等取引固有の要因等により、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、組み入れた公社債や商品先物等の下落（対象指標の値動きに連動する投資成果を目指しているため、当該指標の下落を含みます。）等の影響による基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

#### 商品先物等の価格変動リスク

当ファンドが投資する商品先物等の市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。商品先物等の取引価格は、商品の需給関係の変化のほか、貿易動向、為替レート、政治的・経済的事由、技術発展等さまざまな要因により変動します。

#### 商品先物等取引固有の要因にかかる留意事項

##### ●商品先物等取引の限月間の価格差（スプレッド）が基準価額に与える影響

商品先物等取引の価格には商品の需給見通しに加え、保管費用や金利負担等のコストが織り込まれ、各限月毎に価格が形成されます。これらの商品先物等の価格の限月毎の価格差は、一般的に以下のようにファンドの基準価額に影響を及ぼします。

- ・現在取引している限月より新たに取引される期先の限月の方が価格が高い場合、ファンドの基準価額にマイナスの要因となります。
- ・現在取引している限月より新たに取引される期先の限月の方が価格が低い場合、ファンドの基準価額にプラスの要因となります。

上記の影響は、現在取引している商品先物等取引から、新たに取引される期先の限月に乗換える（ロールオーバー）際に、現在取引している商品先物等の取引価格より新たに取引される期先の限月の取引価格の方が高い場合には、ロールオーバーにより新たに取得できる商品先物等取引の数量（先物取引の契約枚数）が少なくなり、逆に、現在取引している商品先物等の取引価格より新たに取引される期先の限月の取引価格の方が安い場合には、新たに取得できる商品先物等取引の数量（先物取引の契約枚数）が多くなるなどロールオーバーにより保有する商品先物等取引の数量が変化することで、その後に商品先物等価格が変化した場合にファンドの基準価額にそれぞれ影響を与えることなどにより起こります。このように、現在取引している限月より新たに取引される期先の限月の価格の方が高い局面や現在取引している限月より新たに取引される期先の限月の価格の方が安い局面が長期間にわたり一方的に続いた場合、マイナス要因、プラス要因とも一方的に累積されることとなります。したがって、当ファンドの基準価額の値動きは、この間の商品の現物価格やロールオーバーの影響を考慮しない商品先物等価格の値動きとは大きな乖離が生じ、その期間が長いほど影響も大きくなる可能性があり、基準価額と対象指標の清算値（帳入値段）が大きく乖離する可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「金利変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」、「公社債の貸付等におけるリスク」などがあります。

## その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ 当ファンドは、対象指標であるTOCOM金先物取引の期先限月の清算値の値動きに連動する投資成果を目指しますが、次のような要因により意図した投資成果が得られない場合があります。
  1. 追加設定、一部解約および対象指標とする限月の切替（ロールオーバー）時の金先物取引の約定価格と当ファンドの評価に使用する金先物取引の当日清算値（帳入値段）に差が生じた場合の影響
  2. 追加設定、一部解約があった場合における資金の流出入から実際に金先物取引を行うまでのタイミングのずれや、解約資金を手当てする際、市場実勢から乖離した価格での決済を余儀なくされた場合等の影響
  3. 市場の大幅な変動や流動性の低下等により金先物取引が成立せず、当ファンドが行う金先物取引の全部または一部が成立しなかった場合の影響
  4. 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用の負担による影響
  5. 金先物取引の最低取引単位による影響
  6. 金先物取引の証拠金率の変動により目標とする買建てが行えなかった場合の影響
  7. 当局、公的機関または取引所の規制等の変更や金先物取引の制度変更、上場廃止等により、目標とする運用が行えなかった場合の影響
  8. 投資している公社債等の利息収入、償還差益等による影響
- ◆ 当ファンドの信託期間は無期限となっておりますが、繰上償還を行う場合があります。その際には、当ファンドの受益権は、金融商品取引所において上場廃止となります。また、上場廃止となった場合の換金（解約）請求は信託終了日の3営業日前までの毎営業日に行うことができます。
- ◆ 商品先物等取引市場に急激な変化が生じた場合、または予想される場合には、信託財産を保全するため、商品先物等取引の建玉を縮小またはすべて決済することがあります。このような場合には、目標とする投資成果が十分に得られないこと、または全く得られないことがあります。当ファンドが取引を行う取引所の取引規制などの影響により、ファンドの目的を達成するために十分な先物取引を行えないなどの理由により、ファンドの投資目的を達成できない場合があります。
- ◆ 当ファンドは、商品市場、外国商品市場および取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。
- ◆ 公社債の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

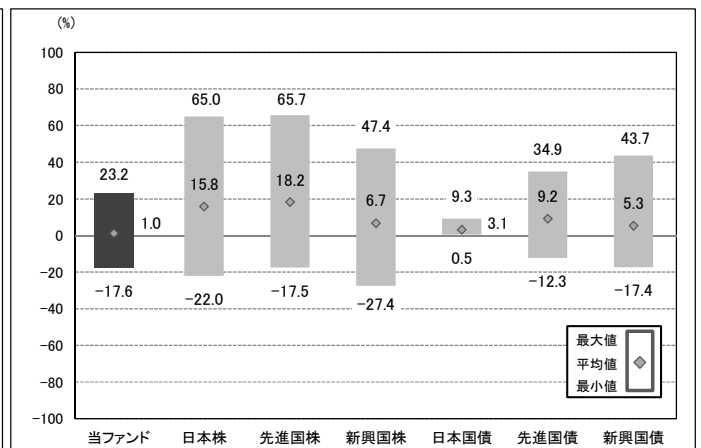
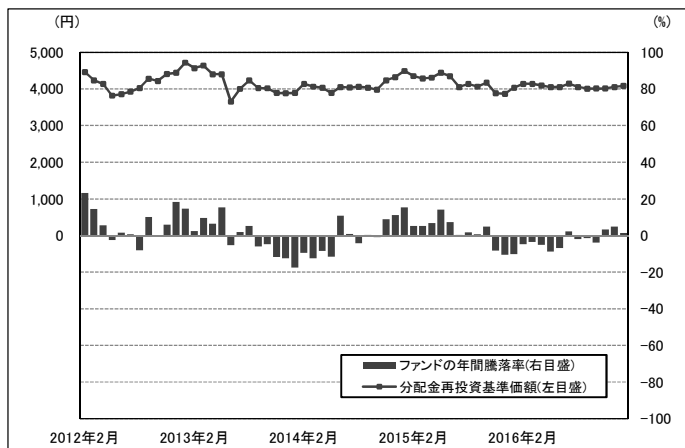
## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

### (参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較 (2012年2月～2017年1月)

◆当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ◆当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。（以下同じ。）  
年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2012年2月～2017年1月の5年間における年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。  
当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。  
代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

#### \* 各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み
  - 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）
  - 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）
  - 日本国債：NOMURA-BPI国債
  - 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
  - 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ティバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）
- ※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク（以下、MSCI）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ティバーシファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

### 3 運用実績

(2017年1月31日現在)

#### 基準価額・純資産の推移

(1口当たり)

基準価額	4,087円	純資産総額	0.58億円
------	--------	-------	--------



※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬除後の値です。(以下同じ。)  
 ※分配金再投資基準価額は、決算時に収益分配があった場合にその分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)  
 なお、当ファンドは分配実績がないため、基準価額と分配金再投資基準価額の線が重なっております。

#### 分配の推移

(1口当たり、税引前)

2017年1月	0円
2016年1月	0円
2015年1月	0円
2014年1月	0円
2013年1月	0円
設定来累計	0円

設定来：2010年2月12日以降

#### 主要な資産の状況

※各比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

##### <資産の組入比率>

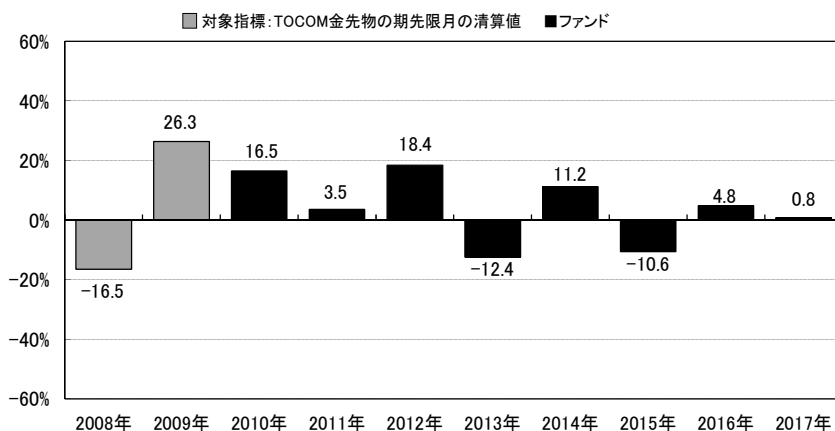
資産の種類	比率(%)
現金・預金・その他の資産	100.0
合計	100.0

##### (その他の資産の投資状況)

商品先物取引(買建) 100.4%

順位	銘柄名	限月	建別	比率(%)
1	金(TOCOM標準取引)	2017年12月	買建	97.4
2	金(TOCOMミニ取引)	2017年12月	買建	3.0

#### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2009年以前は対象指標を過去に遡って算出した場合の収益率を表示しています。なお、対象指標の収益率はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ※2010年は設定日(2月12日)から年末までの収益率、2017年は1月末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。  
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

## 4 手続・手数料等

### お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。
当 初 元 本	1口当たり3,112円
換 金 単 位	販売会社が別に定める単位
換 金 価 額	換金請求受付日の基準価額
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後1時までに委託会社において受理されたものを当日分のお申込みとします。 ※一度受理されたお申込みは、その後、中止または取り消すことは原則できません。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	委託会社は次のいずれかの場合、原則として当該申込みの受け付けを停止します。 ・委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき ・委託会社が信託財産または投資者（受益者）に影響を及ぼすと判断する期日および期間
購 入 の 申 込 期 間	2017年4月18日から2018年4月17日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	商品市場、外国商品市場および取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券および商品先物等の取引の換金にかかる事情その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信 託 期 間	無期限（2010年2月12日設定）
繰 上 償 還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者（受益者）の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。 ・対象指標に関連する商品等がその主たる取引所（商品取引所を含みます。）において上場廃止になったとき、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合。 ・信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30万口を下回ることとなるとき。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 なお、委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場を廃止することとなるときは、受託会社と合意のうえ（事前の投資者（受益者）の意向確認は行いません。）、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
決 算 日	毎年1月17日
収 益 分 配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円を上限とします。
公 告	原則として、ホームページ（ <a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a> ）に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	運用報告書は作成いたしません。
課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。 上場証券投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
項目	費用の額・料率	費用の概要											
購入時手数料	購入価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。	商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価											
換金時手数料	販売会社が別に定める額を徴することができます。 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。	換金の取扱い事務等の対価											
信託財産留保額	ありません。	—											
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用（信託報酬）													
<p>運用管理費用の総額は次の1.により計算した額に、2.により計算した額を加算して得た額。なお、運用管理費用は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年0.486%（税抜0.45%）以内の率を乗じて得た額。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>費用の額・料率</th> <th>費用の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信託報酬</td> <td> <p>年0.486%（税抜0.45%）以内の率</p> <p>※2017年4月17日現在 年率0.486%（税抜0.45%）</p> </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配分（税抜）</td> <td>（委託会社） 年率0.40%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>（受託会社） 年率0.05%</td> <td>信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>			項目	費用の額・料率	費用の概要	信託報酬	<p>年0.486%（税抜0.45%）以内の率</p> <p>※2017年4月17日現在 年率0.486%（税抜0.45%）</p>	—	配分（税抜）	（委託会社） 年率0.40%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	（受託会社） 年率0.05%	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
項目	費用の額・料率	費用の概要											
信託報酬	<p>年0.486%（税抜0.45%）以内の率</p> <p>※2017年4月17日現在 年率0.486%（税抜0.45%）</p>	—											
配分（税抜）	（委託会社） 年率0.40%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価											
	（受託会社） 年率0.05%	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
2. 公社債の貸付を行った場合は、その品貸料の54%（税抜50%）以内の額。													
その他の費用・手数料													
主な項目		費用の概要											
信託財産に関する租税		有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等											
監査費用		監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用											
信託事務の処理に要する諸費用		事務処理にかかる諸経費											
組入有価証券の売買時の売買委託手数料		有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料											
<p>※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。</p> <p>※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。</p> <p>また、受益権の上場にかかる費用は以下の通りです。（2017年1月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場手数料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<u>0.0081%（税抜0.0075%）</u>。</li> <li>・ 上場の年賦課金：毎年末または上場日の純資産総額に対して、<u>最大0.0081%（税抜0.0075%）</u>。</li> </ul>													

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

## 4 手続・手数料等

### ■税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は2017年1月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する(上場証券投資信託の場合、収益分配金の受取方法として、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

**アセットマネジメント One 株式会社**